

屋外広告物検討委員会の設置及び第1回会議の開催について

平成17年3月31日
国 土 交 通 省

平成16年6月18日に公布、同年12月17日に施行された「景観緑3法」の制定により改正された屋外広告物法の的確な運用を推進するため、下記のとおり屋外広告物検討委員会を設置することとした。

記

1. 設置目的

景観緑3法の制定により改正された屋外広告物法の的確な運用を推進し、屋外広告物・屋外広告業の適切性の確保ひいては良好な景観形成に資することを目的とし、関係者間で各種問題に関し意見交換を行う。

2. 構成

渡辺 達三	東京大学大学院教授
西谷 剛	國學院大学法科大学院教授
田口 敦子	多摩美術大学教授
小坂 保司	(社)全日本屋外広告業団体連合会副会長
安井 順一	東京都都市整備局市街地建築物都市景観担当参事
堂山 達志	大阪市建設局管理部長
阿部 健	国土交通省大臣官房審議官
高梨 雅明	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長

なお、必要に応じ、その他関係者が参加することがあり得る。

3. 第1回会議

日時：平成17年3月31日（木）14：00～16：00

場所：国土交通省6階局議室（617号室）

4. 検討内容（予定）

- ・屋外広告物条例改正状況のフォローアップ
- ・屋外広告業を取り巻く実態変化等を踏まえた対応方針の検討
- ・屋外広告物行政を通じた良好な景観形成手法の検討

等

5. その他

当日はカメラ撮り（頭撮りのみ）可能です。なお、当日の議事概要は後日配布いたします。

問い合わせ先

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課 中野

5253-8111(内線32933)、5253-8418(夜間直通)

